

会計年度任用職員（手稻区選挙管理委員会期日前投票事務従事者）募集要項

職名（職種）	会計年度任用職員（手稻区選挙管理委員会期日前投票事務従事者）
採用予定人数	20人程度
職務内容	システム操作、受付、案内、名簿対照、用紙交付、会場設営・撤去等
応募資格	<p>地方公務員法第16条に規定される下記いずれかに該当する方は応募できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・ 札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
求める人材	接客応対が可能な方（必須）、簡単なパソコン操作が可能な方（歓迎）
任用期間	<p>令和8年1月下旬から2月下旬のうち2週間程度（予定）</p> <p>※ 上記の期間は目安です。</p> <p>※ 採用後、1か月間（勤務日数が15日に達しない場合は、15日に達するまで）は条件付採用期間となります。</p>
勤務場所	<p>① 手稻区役所（札幌市手稻区前田1条11丁目1-10）</p> <p>② 星置地区センター（札幌市手稻区星置2条3丁目14-1）</p> <p>※ ②の場合は手稻区役所からの送迎あり</p> <p>※ 勤務場所は敷地内禁煙です。</p>
勤務所属	手稻区選挙管理委員会事務局
勤務日・時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務日 1週間当たり5日以内とし、勤務日については手稻区選挙管理委員会が定める。 ※ 土日に勤務となる場合あり。 ・ 週休日 1週間当たり2日以上 ・ 休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 勤務時間 1週間当たり30時間を超えない範囲内 1日当たりの勤務時間の割振りは以下のいずれかとする。 A区分（6時間） 8時00分から14時45分まで（休憩45分） B区分（6時間） 8時15分から15時00分まで（休憩45分） C区分（6時間） 9時30分から16時15分まで（休憩45分） D区分（6時間） 9時45分から16時30分まで（休憩45分） E区分（6時間） 13時30分から20時15分まで（休憩45分） ※ 時間外・休日勤務を命ずる場合あり
給与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給区分：日額（7,214円） ・ 支払日：翌月21日 ・ 手当：地域手当、通勤手当その他の各種手当が支給されます。 ・ 支払方法：指定口座への振込等 <p>※ 上記は令和8年1月時点のものです。条例改正等により変更されることがあります。</p> <p>※ 詳細は、札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例、札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則等をご覧ください。</p>
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当等有
休暇	各種休暇・休業制度有（取得要件有）
社会保険	加入要件を満たす場合には雇用保険適用

公務災害	補償制度有
服務	<p>地方公務員法上の各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）</p> <p>※ 営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能</p>
応募方法等	<ul style="list-style-type: none"> 受付期間 令和8年1月14日から採用予定人数に達するまで 応募方法 上記の受付期間までに写真付き履歴書を下記まで持参または郵送 【履歴書送付先（募集者）】 〒006-8612 札幌市手稲区前田1条11丁目1-10 札幌市手稲区選挙管理委員会事務局（手稲区役所3階 総務企画課）宛 <p>※ 職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。</p> <p>※ 提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。</p> <p>※ 封筒の表に「履歴書在中（期日前投票事務）」と朱書きのうえ提出してください。</p> <p>※ 書類選考を行い、面接を行う方にのみ電話で連絡します。</p> <p>※ 選考過程に関するお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。</p>
個人情報の取扱い	履歴書等に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考及び任用に関する事務以外の目的には利用いたしません。

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。